平成２８年１０月１８日

各 課 長 等

うきは市長　髙　木　典　雄

平成２９年度予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を定めたので、これに基づき諸般の事務を進められたい。

記

● 平成２９年度予算編成方針

１．総括的事項

日本経済が低迷して、久しい年月が経過している。バブル経済崩壊から失われた２５年。この間、国はGDP向上のため様々な経済対策を講じてきた。しかし、景気上昇に繋がる決定打もないまま、ついに日本社会は、死亡人口が出生人口を上回る自然減の縮小社会に転じることとなった。

さらに、人口分布に目を転じると、都市部に生活の拠点を求める生産年齢人口層の割合が高く、私たち地方部の自治体が抱える住民の超高齢化問題と併せ、地方社会の人口減少に、より一層の拍車がかかることが予測される。

このような情勢の中、国は「地方創生」策を打ち出し、この政策に基づき、本市においても昨年度「うきは市ルネッサンス戦略」を策定したところである。加えて合併後１１年が経過し、市の将来像を描いた「第２次うきは市総合計画」を策定したところである。今後この２つの計画を市政の柱として事業推進に取り組んでいかなければならない。また教育面において、将来を担う子どもたちが、確かな学力をもって逞しく生き抜く力を身に付け、これからの人生をしっかりとした足どりで歩んでいけるような教育の推進と、高齢

社会にある市民一人ひとりが、生涯にわたり学び続けていくことができる環境づくりを基本方針とした「うきは市教育大綱」が２８年３月に制定された。これにより市民総合の新たな教育指針を示したところである。さらに医療介護の面においては、国民の５．５人にひとりが７５歳以上の後期高齢者となる２０２５年に向けて、要介護者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けてくことができるよう、医療・介護・地域支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築も急務となる。今後はこれらの主要計画及び政策等を基軸として市政運営を行い、更なる活性化を図っていくことが必要である。

その一方で、縮小していく社会に対応すべく、現在実施している事業の見直しを行い、効果の薄いものについてはそのあり方を再考すべき時でもある。昨年度からの２年間、うきは市行政改革推進委員会に諮問し、現在実施している事業の検証を行ってきた。同委員会からの答申を推進するとともに、本年度中に作成予定である公共施設等総合管理計画に沿った既存施設の統廃合を推し進め、痛みを伴う改革も勇気を持って実行していくことが、将来のうきは市を考えていく上で極めて重要なことである。

このような大きな時代の流れを的確に捉え、官民協力や地域間連携を積極定に図りながら、身の丈にあった「うきは市」の行財政運営を確実に実行していかなければならない。

本市の財政状況は（別紙グラフ）のとおりであり、歳入面では一般財源の大部分を占める地方交付税加算が減少する見込みに対し、歳出面は社会保障に要する扶助費が増加しており、一層の計画的財政運営が求められている。

このような状況の中、前述した課題に対応しつつ、真に緊急性・重要性が高い事業見極め、平成２９年度においては、以下の事項を重点課題と定め、予算編成を進めることとする。

- 既存資源を活かしたブランド化の推進
- 就労促進と支援体制の充実
- 子育てしやすい街づくり事業の推進
- 医療・介護両機関との連携強化
- 農業政策の充実と関連機関との連携促進
- 企業誘致の加速化と既存商工業の活性化
- 社会で活躍できる女性の支援
- 子どもからお年寄りまで学習に親しむ総合教育の推進
- 教育環境整備の促進
- 災害に強い街づくりの事業の推進
- 既存事業と公共施設の維持管理方法の見直し

さらに、一般財源確保のため、税等収入の確保、受益者負担の適正化に努めることとする。

２．歳入に関する事項

歳入については、総括的事項に基づき、以下の事項に特に留意することとすること。

(1) 市税については、経済情勢・税制改正等を勘案し、確実かつ妥当な収入額を計上し、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉もれがないよう努めること。

(2) 国・県補助金については、情報収集に努め、確実な額を計上すること。特に国の「地方創生政策」の積極的な活用を図ること。

また、「社会資本整備総合交付金制度」については、その内容を確実に把握すること。

(3) 起債については、後年度の財政負担を考え、適債事業のうち交付税措置のあるものを選択すること。合併特例事業債については企画財政課との事前協議を行い、計上すること。

(4) 各種基金の繰入れについては、事業ごとの単なる財源不足による繰入れは行わないこと。

（5）広告収入、不用資産の処分など、あらゆる可能性を検討し、歳入の増加を図ること。

（6）各科目を通じて、過大な見積りを避け、適正な収入額を計上すること。

３．歳出に関する事項

歳出の計上に当たっては、課等ごとに全ての事業について、再度精査を行い、全ての経費の積算を正確に明示するとともに、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

(1) 経常経費

経常経費の見積りについては、ゼロベースで徹底した見直しを行い、予算要求額は、課等ごとに前年度を上限とする。その際、以下の事項については、確実に遵守することとする。

① 職員給は、平成２９年１月１日現在の職員数・給与を基礎に、退職・採用を考慮のうえ計上すること。また、非常勤職員の人件費については、単価の改定が予定されていないものは、現行単価で計上すること。

② 旅費、需用費、委託料などの物件費については、特に見直しを行い、削減を図ること。また、食糧費については、会食等は計上しないこと。

（物件費削減の具体例：

ア　印刷製本については、内部印刷とすること又は「広報うきは」への掲載に代えること。

イ　車借上料については、市所有車両の活用を図ること。

ウ　旅費については、出張の必要性を精査するとともに、旅行先の選定、旅行人数の制限及び公用車の使用を図ること。

エ　委託料については、入札・見積り合わせを実施すること。

オ　消耗品・光熱水費については、省エネの徹底等を図ること。）

③ 賃金については、その配置・採用・単価について、事前に人事係了解分についてのみを計上すること。【臨時職員等任用調書：人事係締め切り１１月末日】

④ 維持補修費については、平成２６年９月に答申を受けた「行政改革推進委員会」の内容を十分に理解した上で、施設の維持補修を計画的に行い、単年度の多大な負担を避けること。

⑤ 指定管理料については、指定管理者制度の本旨に鑑み、計上すること。

⑥ 備品購入費については、使用に耐えない買い替え備品のみを計上すること。

⑦ 研修会等における懇親会参加負担金への公費支出については、これを認めない。

⑧ 特別会計への繰出しについては、繰出基準内の繰出しを原則とする。

（2）投資的事業

① 投資的事業に当たっては、うきは市総合計画の実施計画との整合性を図るとともに、事業内容については、必要性、緊急性、経済性、将来の維持管理費、受益者負担等の諸事情を検討したうえで、計上すること。

② 国・県営事業、国・県補助事業の利用促進を図ること。

③ 単独事業については、優先順位を付し、適債事業の導入を図ること。（起債事業については、事前に財政係協議のこと。）

④ 施設・設備の主なものについては、別途年次計画を作成の上、計上すること。

４．債務負担行為

後年度の財政負担の増大を避けるため、債務負担行為の設定に当たっては、慎重を期し、安易な設定は行わないこと。

☆　うきは市決算の推移　　（別紙　グラフ）

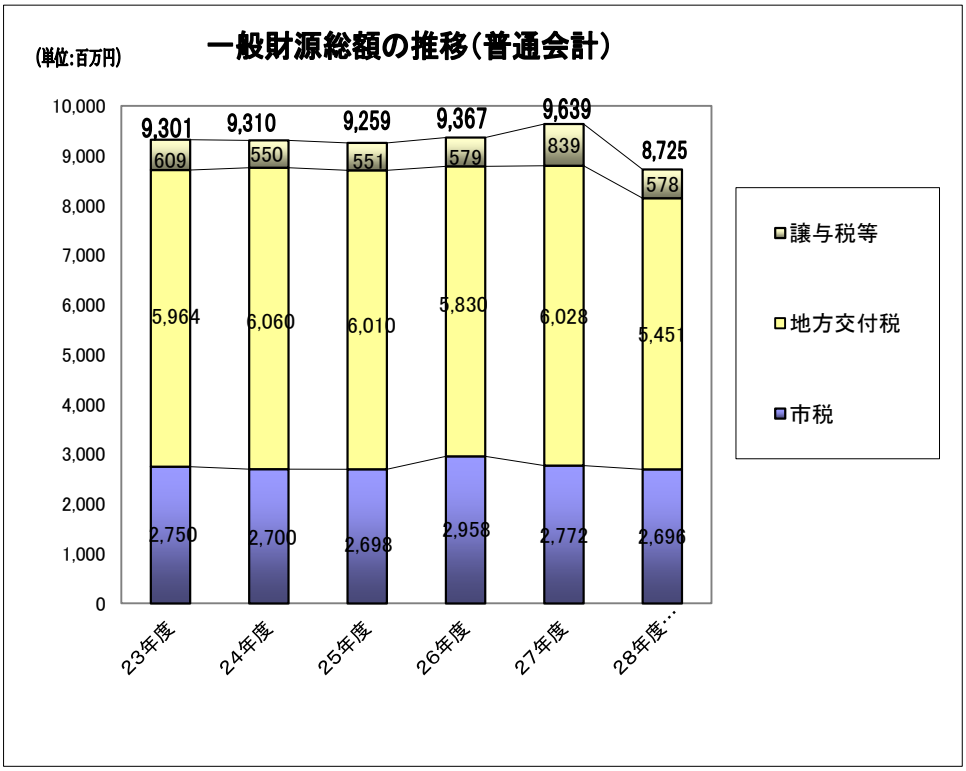

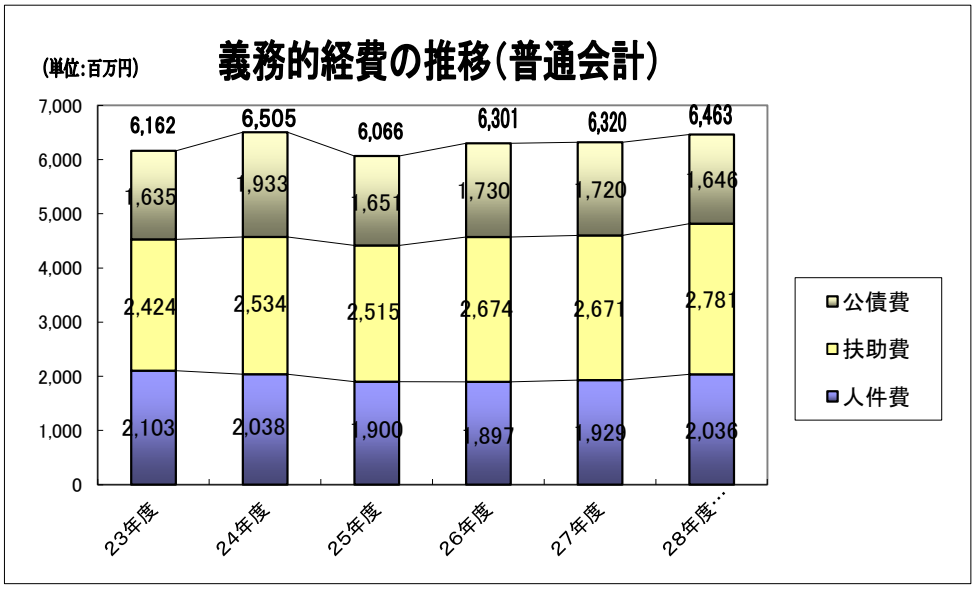
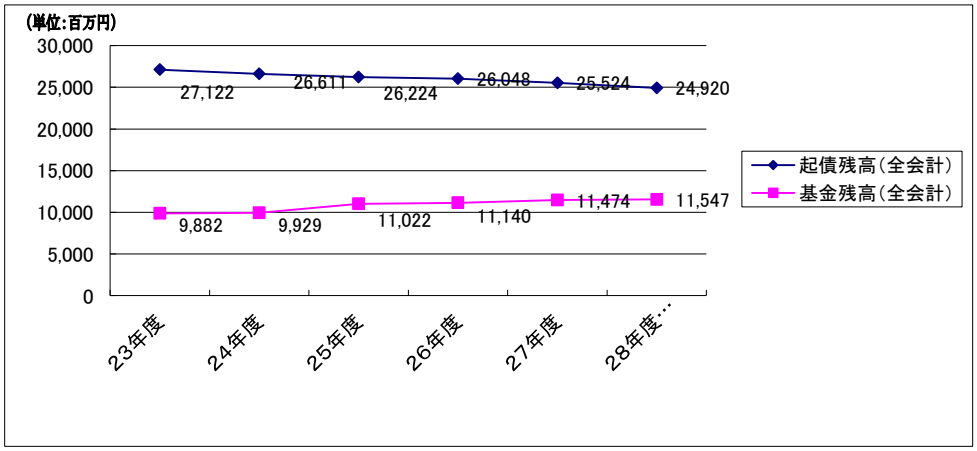
起債・基金残高の推移